

第6号議案

連系線利用に係わる認定契約の認定最大電力の変更について

(案)

送配電等業務指針第214条に基づき、事業者から別紙1により提出を受けた認定契約の認定最大電力の変更申請について、送配電等業務指針第211条に定める認定最大電力の要件に適合すると認め、業務規程第145条に基づき認定内容を変更するとともに、別紙2により通知する。

以上

【添付資料】

別紙1：申請書（連系線利用に係わる認定最大電力の変更申請について）

別紙2：通知書（連系線利用に係わる認定契約の変更申請の審査結果について）